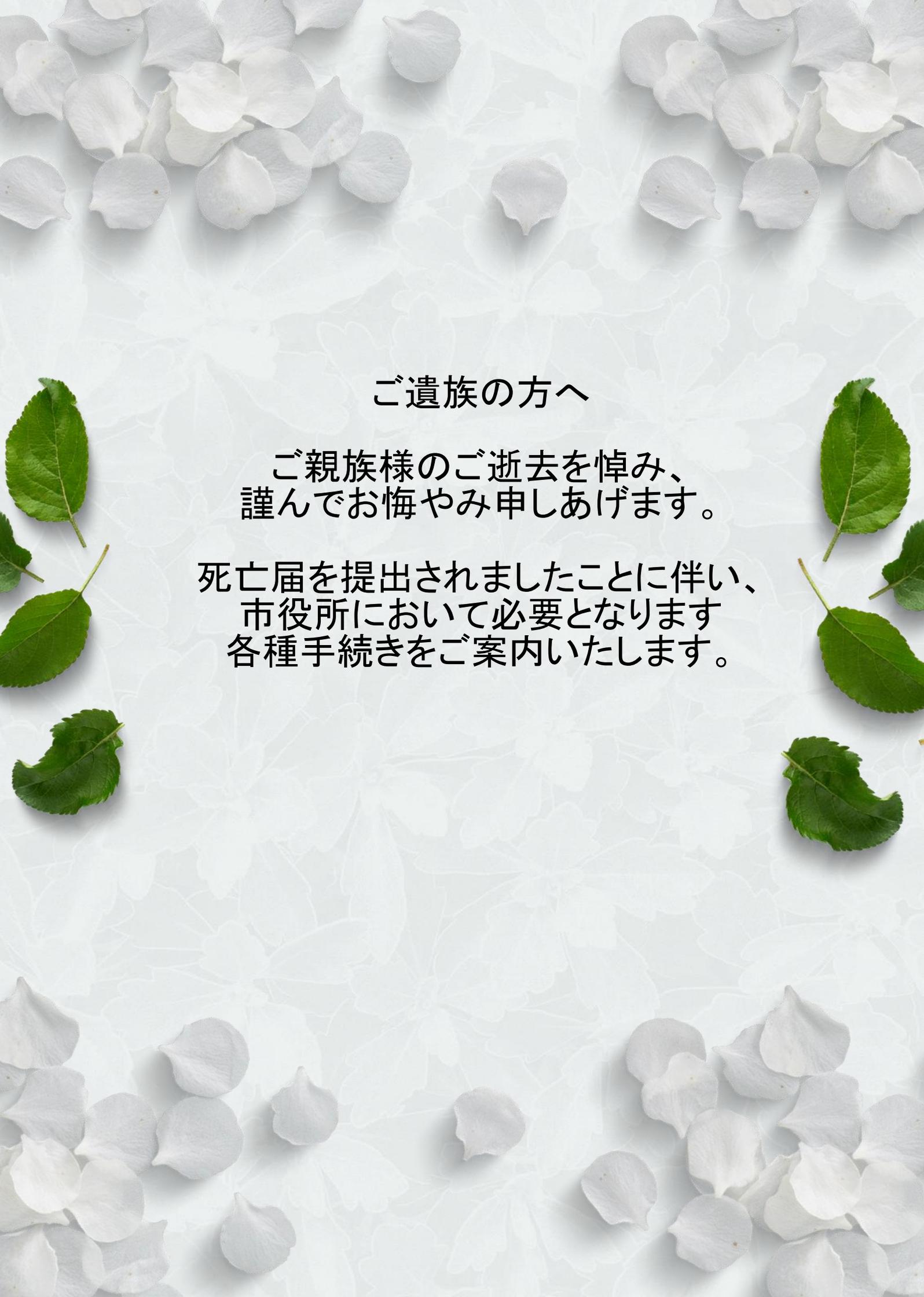


おくやみ ハンドブック



甲賀市
KOKA CITY

令和4年度版



ご遺族の方へ

ご親族様のご逝去を悼み、
謹んでお悔やみ申し上げます。

死亡届を提出されましたことに伴い、
市役所において必要となります
各種手続きをご案内いたします。

目次

地域市民センターのご案内	P 1
市役所での手続きチェックリスト	P 2~P 3
市役所での手続き	P 4~P 17
市役所以外での主な手続き一覧	P 18
その他	
・亡くなられた方の戸籍・住民票等について	P 19
・空き家を相続される方へ	P 20
・ごみの処理（持込）について	P 20
・法定相続情報証明制度	P 21
・家系図	P 22
・メモ欄	P 23

地域市民センターのご案内

各手続きは以下の地域市民センターでもできます。

土山地域市民センター

〒528-0211 甲賀市土山町北土山1715番地 ☎0748-66-1101

甲賀大原地域市民センター

〒520-3435 甲賀市甲賀町相模173番地1 ☎0748-88-4101

甲南第一地域市民センター

〒520-3308 甲賀市甲南町野田810番地 ☎0748-86-4161

信楽地域市民センター

〒529-1851 甲賀市信楽町長野1203番地 ☎0748-82-1121

①市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら済の欄に☑をしましょう。

区分	手続きが必要な方	主な手続き	済	担当課	参照ページ
住民登録	①印鑑登録をしている	■こうか市民カードまたは印鑑登録証の返納	<input type="checkbox"/>	市民課	4
	②住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っている	■住民基本台帳カード・マイナンバーカードの返納	<input type="checkbox"/>		
健康保険	③国民健康保険に加入している	■被保険者証・各種認定証の返納	<input type="checkbox"/>	保険年金課	5
		■葬祭費の支給申請	<input type="checkbox"/>		
	④後期高齢者医療保険に加入している	■被保険者証・各種認定証の返納	<input type="checkbox"/>		
		■葬祭費の支給申請	<input type="checkbox"/>		
		■保険料の還付申請	<input type="checkbox"/>		
※会社等の社会保険に加入している		お勤め先の社会保険担当までお問い合わせください。			
年金	⑤国民年金に加入している（受給開始前）	■死亡一時金、遺族年金、寡婦年金の請求	<input type="checkbox"/>	保険年金課	6
	⑥国民年金を受給している	■年金受給者死亡の届出、未支給年金の請求	<input type="checkbox"/>		
	※障害基礎年金、遺族基礎年金の加算額の対象者である		日本年金機構草津年金事務所お客様相談室 ☎077-567-1311にお問い合わせください。		
	※共済年金・企業年金・国民年金基金等を受給している		年金証書等に記載されている関係機関へお問い合わせください。		
福祉医療	⑦福祉医療費助成（マル福）を受給している	■福祉医療費受給券・助成券の返納	<input type="checkbox"/>	保険年金課	6
介護保険	⑧65歳以上または介護認定を受けている	■介護保険資格喪失の届出、介護保険証の返納	<input type="checkbox"/>	長寿福祉課	7
		■介護保険にかかる振込先口座の変更	<input type="checkbox"/>		
		■介護保険関係書類の送付先の変更	<input type="checkbox"/>		
		■介護保険関係各種証の返納	<input type="checkbox"/>		
高齢者	⑨緊急通報システムを利用している	■廃止の届出および機器の返却	<input type="checkbox"/>	長寿福祉課	7
	⑩各種高齢者支援事業を利用している	■介護用品購入費助成事業・寝たきり高齢者等介護激励金支給事業・徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用資格喪失の届出 ■介護認定者福祉車両運賃助成事業・移送サービス事業・訪問理美容サービス助成事業利用助成券の返納	<input type="checkbox"/>		
税金	⑪市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税等を納めている	■相続人代表者の指定および現所有者の届出	<input type="checkbox"/>	税務課	8
	⑫市内に固定資産（土地・家屋）を所有している	■未登記家屋の名義変更	<input type="checkbox"/>		
バイク・農耕車	⑬50～125ccの原付バイクや農耕車を所有している	■廃車手続き・名義変更	<input type="checkbox"/>	税務課	8

①市役所での手続きチェックリスト

区分	手続きが必要な方	主な手続き	済	担当課	参照ページ
障がい	⑭自立支援医療受給者証の交付を受けている(更生・育成医療)	■自立支援医療受給者証(更生・育成医療)の返納	<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	9
	⑮自立支援医療受給者証の交付を受けている(精神通院)	■自立支援医療受給者証(精神通院)の返納	<input type="checkbox"/>		
	⑯特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給している	■特別障害者手当、障害児福祉手当資格喪失の届出	<input type="checkbox"/>		
	⑰身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している	■障害者手帳の返納	<input type="checkbox"/>		
	⑱特別児童扶養手当の受給者または支給対象児童である	■特別児童扶養手当を受給している方 受給者死亡の届出および未支払手当の請求 ■特別児童扶養手当の支給対象児童の方 資格喪失または額改定の届出	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	子育て政策課	10
子ども	⑲児童手当の受給者または支給対象児童である	■児童手当を受給している方 受給者の変更、未支払手当の請求 ■児童手当の支給対象児童 受給事由消滅または額改定の届出	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	子育て政策課	11
	⑳児童扶養手当の受給者または支給対象児童である	■児童扶養手当を受給している方 受給者死亡の届出、未支払手当の請求 ■児童扶養手当の支給対象児童 資格喪失または額改定の届出	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
上下水道	㉑上下水道契約者である	■使用契約者の変更 ■料金支払方法の変更 ■使用休止等の連絡	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	上下水道総務課	12
公営住宅	㉒～㉔市営住宅に入居している	■市営住宅入居承認申請の申請	<input type="checkbox"/>	住宅建築課	13 14
		■市営住宅退去の届出	<input type="checkbox"/>		
		■市営住宅入居者家族異動の届出	<input type="checkbox"/>		
	㉕改良住宅に入居している	■改良住宅退去の届出 ■改良住宅入居承認申請 ■改良住宅入居者異動の届出	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	人権推進課	14
	※県営住宅に入居している	滋賀県営住宅管理センター ☎077-510-1500へお問い合わせください。			
音声放送端末機	㉖音声放送端末機を設置している	■利用者変更の届出	<input type="checkbox"/>	情報政策課	15
犬	㉗犬を飼っている	■犬の登録事項変更の届出	<input type="checkbox"/>	生活環境課	15
浄化槽	㉘浄化槽管理者である	■管理者変更の届出	<input type="checkbox"/>	下水道課	15
農地	㉙農地を所有している	■農地の相続等の届出	<input type="checkbox"/>	農業委員会	16
	㉚農業者年金を受給している	■農業者年金受給者死亡の届出	<input type="checkbox"/>		
森林	㉛森林を所有している	■森林の相続等の届出	<input type="checkbox"/>	林業振興課	17
コミュニティバス・タクシー	㉜無料乗車券を保有している	■無料乗車券、無料乗車券利用証明書の返納	<input type="checkbox"/>	公共交通推進課	17

②市役所での手続き

住民登録

①印鑑登録をしている

手続き・持ち物	●こうか市民カードまたは印鑑登録証（旧町発行のもの）の返納 □こうか市民カードまたは印鑑登録証
期限	●速やかに
担当課	市民課 市民窓口係 ☎0748-69-2137

②住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っている

手続き・持ち物	●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードの返納 □住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード
期限	●マイナンバーカードの返納 相続などの手続きで、亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）を求められる場合がありますので、それぞれの手続きが終了するまで、お手元に保管しておくことをおすすめします。すべてのお手続きが終了しましたら、窓口に返納ください。
担当課	市民課 市民窓口係 ☎0748-69-2137

健康保険

③国民健康保険に加入している

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者証、各種認定証の返納 <ul style="list-style-type: none"> □被保険者証、各種認定証（対象者のみ） ●葬祭費の支給申請 <ul style="list-style-type: none"> □喪主の方の預金通帳またはキャッシュカード □喪主であることがわかるもの （葬儀の領収書や会葬御礼はがきなど）
期限	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者証等の返納…速やかに ●葬祭費の支給申請…葬祭を行った日の翌日から起算して2年以内
担当課	保険年金課 国保年金係 ☎0748-69-2140

④後期高齢者医療保険に加入している

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者証、各種認定証の返納 <ul style="list-style-type: none"> □被保険者証、各種認定証（対象者のみ） ●葬祭費の支給申請 <ul style="list-style-type: none"> □喪主の方の預金通帳またはキャッシュカード □喪主であることがわかるもの （葬儀の領収書や会葬御礼はがきなど） ●保険料の還付申請 <ul style="list-style-type: none"> □申請者（相続人代表者または故人の世帯主）の預金通帳またはキャッシュカード ●高額療養費等の支給申請および振込口座の変更 <ul style="list-style-type: none"> □申請者（相続人代表者）の預金通帳またはキャッシュカード
期限	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者証の返納…速やかに ●葬祭費の支給申請…葬祭を行った日の翌日から起算して2年以内 ●保険料の還付申請…還付通知送付日の翌日から起算して2年以内 ●高額療養費等の支給申請および振込口座の変更 …診療を受けた月の翌月1日から起算して2年以内
担当課	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎0748-69-2142

年金

⑤国民年金に加入している（受給開始前）

手続き・持ち物	<p>●死亡一時金、遺族年金、寡婦年金の請求</p> <p>※遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金）、死亡一時金、寡婦年金等の請求ができる場合があります。故人により該当する制度が異なります。制度によっては市の窓口で手続きできません。手続きに必要な持ち物や請求できる方、請求窓口については、後日郵便で案内します。お急ぎの場合は電話でお問い合わせください。</p>
期限	<p>●死亡一時金、遺族年金、寡婦年金の請求…速やかに（時効の期限）</p> <p>死亡一時金… 2年</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金… 5年</p> <p>寡婦年金の請求… 5年</p>
担当課・受付窓口	<p>保険年金課 国保年金係 ☎0748-69-2140</p> <p>日本年金機構草津年金事務所お客様相談室 ☎077-567-1311</p>

⑥国民年金を受給している

手続き・持ち物	<p>●年金受給者死亡の届出、未支給年金の請求</p> <p>※受給要件に該当する遺族の方は遺族年金を請求できる場合があります。年金の種別によっては、市の窓口で手続きできません。手続きに必要な持ち物や請求できる方、請求窓口については、後日郵便で案内します。お急ぎの場合は電話でお問い合わせください。</p>
期限	<p>●年金受給者死亡届出、未支給年金の請求…速やかに（時効の期限）</p> <p>未支給分の申請… 5年</p>
担当課・受付窓口	<p>保険年金課 国保年金係 ☎0748-69-2140</p> <p>日本年金機構草津年金事務所お客様相談室 ☎077-567-1311</p>

福祉医療

⑦福祉医療費助成（マル福）を受給している

手続き・持ち物	<p>●福祉医療費受給券・助成券の返納</p> <p>□受給券・助成券</p>
期限	●速やかに
担当課	<p>保険年金課 後期高齢者医療係</p> <p>☎0748-69-2142</p>

介護保険

⑧ 65歳以上または介護認定を受けている

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険資格喪失の届出、介護保険証の返納 <ul style="list-style-type: none"> □被保険者証 ●介護保険にかかる振込先口座変更の届出 <ul style="list-style-type: none"> □法定相続人の方の預金通帳またはキャッシュカード ●介護保険関係書類の送付先変更の届出 ●介護保険関係各種証の返納（お持ちの場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> □介護保険負担割合証、負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
期限	●被保険者証の返納…亡くなる前に利用されていた介護サービスの精算が終わりしだい速やかに
担当課	長寿福祉課 介護保険係 ☎0748-69-2166

高齢者

⑨緊急通報システムを利用している

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●廃止の届出および機器の返却 <ul style="list-style-type: none"> □機器本体およびペンダントの返却 <p>※ご家族で機器本体の取り外しができるようにであれば、取り外して窓口へ持参ください。取り外しが難しい場合は業者を手配しますので下記担当課までご連絡ください。</p> <p>※ペンダントは機器本体とセットで貸与しております。紛失された場合は下記までご連絡ください。</p>
期限	●届出および機器の返却…速やかに
担当課	長寿福祉課 高齢者支援係 ☎0748-69-2164

⑩各種高齢者支援事業を利用している

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●介護用品購入費助成事業 <ul style="list-style-type: none"> □利用資格喪失の届出、助成券の返納 ●寝たきり高齢者等介護激励金支給事業・徘徊高齢者家族支援サービス事業（GPS利用助成） <ul style="list-style-type: none"> □利用資格喪失の届出 ●介護認定者福祉車両運賃助成事業・移送サービス事業・訪問理美容サービス助成事業 <ul style="list-style-type: none"> □助成券の返納
期限	●届出、助成券の返納…速やかに
担当課	長寿福祉課 高齢者支援係 ☎0748-69-2164

税金

⑪市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税等を納めている

手続き・持ち物	●相続人代表者指定届出書兼現所有（代表）者申告書 ●納税義務（代表）者届 □本人確認書類 □印鑑（認印）
期限	●速やかに
担当課	税務課 市民税係 ☎0748-69-2128

⑫市内に固定資産（土地・家屋）を所有している

手続き・持ち物	●未登記家屋の名義変更 □遺産分割協議書の写し（相続の場合） □売買契約書の写し（売買の場合） ※相続登記は法務局で手続きが必要です。
期限	●速やかに
担当課	税務課 資産税係 ☎0748-69-2129

バイク・農耕車

⑬50～125ccの原付バイクや農耕車を所有している

手続き・持ち物	●廃車もしくは名義変更 □来庁される方の本人確認書類 □手続きいただく方が死亡者と別世帯であり、納税管理人・相続人代表者以外の場合は、納税管理人・相続人代表者の委任状 □ナンバープレート（廃車の場合） ※ナンバープレートを紛失されている場合は弁償金をいただきます。
期限	●速やかに
担当課	税務課 市民税係 ☎0748-69-2128

障がい

⑭自立支援医療受給者証の交付を受けている(更生・育成医療)

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援医療受給者証（更生・育成医療）の返納 □自立支援医療受給者証（更生・育成医療）
期限	●速やかに
担当課	障がい福祉課 自立支援係 ☎0748-69-2161

⑮自立支援医療受給者証の交付を受けている（精神通院）

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援医療受給者証（精神通院）の返納 □自立支援医療受給者証（精神通院） □自立支援医療受給者証返納届（精神通院）
期限	●速やかに
担当課	障がい福祉課 相談支援係 ☎0748-69-2162

⑯特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給している

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●特別障害者手当、障害児福祉手当資格喪失の届出 <ul style="list-style-type: none"> □受給資格者死亡届 □印鑑（認印） ●未払い金がある場合 <ul style="list-style-type: none"> □未支払特別障害者手当等請求書 □未払い金交付請求者の口座の通帳 <p>※手当未支払金の交付請求ができるのは、死亡当時に受給者本人と生計を同じくしていた方であって、優先順位は原則として（1）配偶者（2）子（3）父母（4）孫（5）祖父母または兄弟姉妹です。</p>
期限	●速やかに
担当課	障がい福祉課 自立支援係 ☎0748-69-2161

⑰身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●各種障害者手帳の返納 <ul style="list-style-type: none"> □障害者手帳 □印鑑（認印） □申請書
期限	●速やかに
担当課	障がい福祉課 自立支援係 ☎0748-69-2161

障がい

⑱特別児童扶養手当の受給者または支給対象児童である

<p>手続き・持ち物</p>	<p>受給者が亡くなった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受給者死亡の届出および未支払手当の請求 □特別児童扶養手当証書 □児童の通帳またはキャッシュカード □受給者の除籍謄本 □届出者の本人確認書類 ●これから児童を養育する方の新規認定請求 <p>※お問い合わせください</p> <p>児童が亡くなった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資格喪失または額改定の届出 □特別児童扶養手当証書 □届出者の本人確認書類 <p>※受給状況により必要な手続きが異なる場合があります。</p>
<p>期限</p>	<p>●亡くなった日の翌日から14日以内</p>
<p>担当課</p>	<p>子育て政策課 子育て政策係 ☎0748-69-2176</p>

子ども

⑱児童手当の受給者または支給対象児童である

手続き・持ち物	<p>受給者が亡くなった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未支払手当の請求 □児童の通帳またはキャッシュカード ●これから児童を養育する方の新規認定請求 □請求者の通帳またはキャッシュカード □請求者の本人確認書類 □請求者の番号確認書類 □請求者の健康保険証 <p>児童が亡くなった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資格喪失または額改定の届出 □届出者の本人確認書類 <p>※受給状況により必要な手続きが異なる場合があります。</p>
期限	●亡くなった日の翌日から15日以内
担当課	子育て政策課 子育て政策係 ☎0748-69-2176

⑳児童扶養手当の受給者または支給対象児童である

手続き・持ち物	<p>受給者が亡くなった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受給者死亡の届出および未支払手当の請求 □児童扶養手当証書 □児童の通帳またはキャッシュカード □受給者の除籍謄本 □届出者の本人確認書類 <p>児童が亡くなった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資格喪失または額改定の届出 □児童扶養手当証書 □児童の除籍謄本 □届出者の本人確認書類 <p>※受給状況により必要な手続きが異なる場合があります。</p>
期限	●亡くなった日の翌日から14日以内
担当課	子育て政策課 子育て政策係 ☎0748-69-2176

上下水道

② 上下水道契約者である

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none">●使用契約者の変更 上下水道料金お客様センターに「水道名義変更届」を新たな使用者が記入して提出●料金支払方法の変更<ul style="list-style-type: none">・使用者を変更するが口座引落とし先に変更がない場合は、「水道名義変更届」支払い方法欄の口座振替 引継ぎに○をつけ提出・使用者を変更し、かつ口座引落とし先も変更する場合は、「水道名義変更届」を提出したうえで、金融機関に「甲賀市税等口座振替申込書」を提出●使用休止等の連絡 上下水道料金お客様センターに「水道閉栓届」を提出 ※下水道を使用されている方については、上水道の手続きをもって下水道も同様の扱いとさせていただきます。 ※上記の手続きについてのお問い合わせ先は、甲賀市上下水道料金お客様センター ☎0748-69-2224、FAX0748-69-2297
期限	●変更が生じた場合は速やかに
担当課	上下水道総務課 料金管理係 ☎0748-69-2223

公営住宅

②市営住宅に入居している →継承する場合

手続き・持ち物	<p>●名義人の変更</p> <p>①市営住宅入居承継承認申請書</p> <p>②市営住宅入居者家族異動届</p> <p>③市営住宅入居誓約書</p> <p>④緊急連絡先届</p> <p>⑤課税あるいは非課税証明書（18歳以上の入居者全員分）</p> <p>⑥税の滞納が無いことの証明書</p> <p>⑦市営住宅駐車場明渡届（駐車場の使用契約をされている方が駐車場を使用しなくなる時）</p> <p>※上記⑤以外の様式は、住宅建築課窓口でお渡しします。</p> <p>※書類の審査結果によっては、承継できない場合があります。</p> <p>承継ができていない状態で市営住宅に住み続けると、退去明渡の対象となる場合があります。</p>
期限	●名義人の死亡や転出後速やかに
担当課	住宅建築課 公営住宅係 ☎0748-69-2212

③市営住宅に入居している →退去する場合

手続き・持ち物	<p>●退去の手続き</p> <p>様式は、住宅建築課窓口でお渡しします。</p> <p>①市営住宅退去届</p> <p>②残存家財等処分に対する同意書</p> <p>③市営住宅使用料・敷金還付振込み依頼書</p> <p>④市営住宅駐車場明渡届（駐車場の使用契約をされている方が駐車場を使用しなくなる時）</p> <p>※書類提出後、住宅内の片づけを行い、室内には何もない状態にしてください。</p> <p>※職員と退去者で宅内の確認検査を行い、カギを返却してください。</p> <p>※住宅のカギが返却された日が退去日となり、家賃はこの日までかかります。（駐車場を契約されている方は、駐車料も同様。）</p> <p>※退去に際して必要な事項は、事前に連絡をいただいた時に詳細について説明を行います。</p>
期限	<p>●書類の提出は、退去前に提出してください。</p> <p>●退去を決めてから、概ね3か月から半年程度。</p> <p>ただし、退去確認するまで、家賃はかかり続けます。</p>
担当課	住宅建築課 公営住宅係 ☎0748-69-2212

公営住宅

②4市営住宅に入居している →名義人以外の家族であった場合

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●家族の異動（名義人以外の家族の死亡・転出・出生などの異動） <p>以下様式は、住宅建築課窓口でお渡しします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市営住宅入居者家族異動届 ②市営住宅減免申請書 <p>※市営住宅の家賃額は、入居者の人数によって変動することがあります。 ただし、入居世帯の状況によっては、家族数が減っても家賃額が変動しないこともありますので、必ず減額されるとは限りません。</p>
期限	●入居家族の転出・死亡・出生後、速やかに
担当課	住宅建築課 公営住宅係 ☎0748-69-2212

②5改良住宅に入居している

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅名義人が亡くなられて、今後居住者がおられない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・改良住宅退去届 ●住宅名義人が亡くなられて、同居者が新たに名義人になる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・改良住宅入居承継承認申請書 ●住宅名義人でない入居者が亡くなった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・改良住宅入居者異動届
期限	<ul style="list-style-type: none"> ●退去：退去の30日前まで ●承継：お亡くなりになった日から15日以内 ●異動：速やかに
担当課	人権推進課 人権政策係 ☎0748-69-2148

音声放送端末機

②6 音声放送端末機を設置している

手続き・持ち物	●世帯主が変わる場合 音声放送端末機の利用者変更 ※音声放送端末機を取り外す場合には、事前に情報政策課へご相談ください。
担当課	情報政策課 情報基盤整備推進係 ☎0748-69-2112

犬

②7 犬を飼っている

手続き・持ち物	●犬の登録事項変更の届出 <input type="checkbox"/> 犬鑑札 <input type="checkbox"/> 愛犬カード
期限	●新所有者になった日から30日以内
担当課	生活環境課 環境政策係 ☎0748-69-2144

浄化槽

②8 浄化槽管理者である

手続き・持ち物	●浄化槽管理者の変更 <input type="checkbox"/> 浄化槽管理者変更報告書（2部） ※浄化槽を使用しない場合は、別の手続きが必要です。
期限	●変更があった日から30日以内
担当課	下水道課 計画普及係 ☎0748-69-2228

農地

②9 農地を所有している

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●農地の相続等の届出 <ul style="list-style-type: none"> □農地法第3条の3第1項の規定による届出書 □位置図（S=1：2，500程度） □登記事項証明書の写しまたは登記完了書の写し （相続による権利の取得を証明する書類）
期限	●権利を取得したことを知った時点から10か月以内
担当課	甲賀市農業委員会事務局 農地係 ☎0748-69-2263

③0 農業者年金を受給している

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ●農業者年金死亡届 <ul style="list-style-type: none"> □農業者年金被保険者証または農業者年金証書 （紛失の場合は申し出ください） □亡くなられた方の死亡日を明らかにすることができる書類 （戸籍謄本・住民票（除票）など） □窓口に来られた方の本人確認ができるもの （運転免許証・マイナンバーカードなど） <p>※未支給年金や、死亡一時金が請求できる場合、請求できる方によって必要な書類が異なります。</p>
期限	●10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ提出してください。
担当課	最寄りのJA各支店 または農業委員会事務局 農政係 ☎0748-69-2262

森林

③1 森林を所有している

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none">●森林を相続した場合<ul style="list-style-type: none">□森林の土地の所有者届出書□その森林の土地の位置を示す地図・図面 (任意の地図等に大まかな位置を記入してください)□その森林の土地の登記事項証明書(写しでも可)、相続分割協議の目録など土地の権利を取得したことが分かる書類※届出をしない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
期限	<ul style="list-style-type: none">●所有者となった日から90日以内 (相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出が必要)
担当課	林業振興課 林業振興係 ☎0748-69-2197

コミュニティバス・コミュニティタクシー

③2 無料乗車券を保有している方

手続き・持ち物	<ul style="list-style-type: none">●無料乗車券の返納<ul style="list-style-type: none">□無料乗車券□無料乗車券利用者証明書
期限	<ul style="list-style-type: none">●速やかに
担当課	公共交通推進課 ☎0748-69-2215

③市役所以外での主な手続き一覧

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先
生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	加入している生命保険会社
預貯金口座	口座凍結解除手続き	各金融機関等
株式等	名義変更	各証券会社等
遺言書	検認・開封	大津家庭裁判所 家事受付係 ☎077-503-8151
固定電話・携帯電話	契約継承・解約	各契約会社等
インターネット・ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社等
NHK受信料	名義変更・解約	☎0120-151515
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社等
新聞の購読	名義変更・解約	各新聞販売店
運転免許証	返納	甲賀警察署 甲賀市水口町水口6026 ☎0748-62-4155
在留カード・特別永住者証明書	返納	出入国在留管理庁 ☎03-3580-4111
軽自動車	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会 滋賀事務所 守山市木浜町2298番地3 ☎050-3816-1843
普通自動車	税金に関する手続き	滋賀県自動車税事務所 守山市木浜町2298番地2 ☎077-585-7288
普通自動車	名義変更・廃車等	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地5 ☎050-5540-2064
バイク（125cc超）	名義変更・廃車等	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地5 ☎050-5540-2064
パスポート	返納	滋賀県パスポートセンター 大津市におの浜一丁目1番20号 ☎077-527-3323
クレジットカード	解約	各契約会社等
不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	大津地方法務局 甲賀支局 甲賀市水口町水口5655 ☎0748-62-0259
国税関係（相続税・所得税・消費税）	相続税・所得税・消費税申告	水口税務署 甲賀市水口町水口5587-3 ☎0748-62-0314
国債を所有していた方	記名変更・償還金受領	償還金支払い場所または証券保険証書に記載の郵便局
特別弔慰金国庫債券受領者	記名変更・相続人受領	償還金支払い場所（郵便局）
恩給受給者	失権届出	総務省 政策統括官（恩給担当） ☎03-5273-1400
援護年金受給者	失権届出	厚生労働省 社会・援護局 援護・業務課 ☎03-5253-1111

その他の参考資料

亡くなられた方の戸籍・住民票等について

- ◆ 死亡届後、死亡の記載が反映されるまで約1週間程度かかります。
他の市区町村へ届け出された場合は、約2週間程度かかります。
(届書の内容によって日数は前後します。ご了承ください。)
- ◆ 住民票除票や除籍謄本はコンビニでは発行できません。

共通事項

- ① 住民票の写しや戸籍謄本等の請求時には、請求者(窓口に来られる方)の本人確認が必要です。公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
- ② 亡くなられた方と請求者の続柄が、甲賀市の戸籍で確認できない場合は、相続人や利害関係人であることがわかる書類(戸籍謄本等)の提示が必要です。
- ③ 代理人からの請求の際には、委任状が必要です。

住民票(除票)

- ・ 亡くなられた方の住民票除票に、マイナンバー(個人番号)と住民票コードの表示はできません。
- ・ 請求できる方は、相続人および利害関係人で、正当な理由(使用目的)がある方です。
- ・ 記載する事項(本籍、続柄等)は、あらかじめ提出先にご確認ください。

戸籍謄本等

- ・ 戸籍は本籍地のある市区町村でしか発行できません。本籍地が甲賀市以外の場合は本籍地の市区町村へ請求してください。
- ・ 請求できる方は、配偶者、直系血族(親、子、孫など)です。
- ・ 出生から死亡までの間のどの部分が必要か、あらかじめ提出先にご確認ください。
例:「出生から死亡までの連続した戸籍」「死亡の記載のある戸籍」など

死亡届の写し

- ・ 特別な理由がある場合(法令で認められた使用目的)のみ請求できます。
遺族年金、郵便局の簡易生命保険金(民営化前の契約で保険金額が100万円を超えるもの)の請求など
- ・ 請求できる方は、利害関係者で保険金受取人となる方です。
- ・ 年金証書、簡易生命保険証書などの提示が必要です。
- ・ 市役所で交付できる期間は、届出月の翌月15日ごろまでです。
- ・ 会社への提出、民間の保険会社の手続きのための交付はできません。
医療機関へ死亡診断書をご請求ください。

【お問い合わせ】市民課 ☎ : 0748-69-2138
FAX : 0748-65-6338
Mail : koka10201000@city.koka.lg.jp

その他の参考資料

空き家を相続される方へ

個人の財産である建物や土地は、たとえ登記の手続きがされていなくても、相続人が責任をもって適正に管理する義務があります。名義が変更されていないと売買や賃貸をする際に、契約ができないため、速やかに登記手続きを行いましょ。

また、建物は、使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。

瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我をしたり、家や車に被害が及んだりした場合、損害賠償を問われる可能性がありますので、定期的に風通しや補修するなどの管理をお願いします。

甲賀市では、空き家所有者と空き家の活用希望者とのマッチングを進める甲賀市空き家バンク制度がありますので、お気軽にご相談ください。

【相談窓口】 住宅建築課 空家対策室 ☎：0748-69-2214
FAX：0748-63-4601
Mail：koka10405000@city.koka.lg.jp

ごみの処理（持込）について

○燃えないごみ（燃えない粗大ごみ、資源ごみ）

エコステーション（3か所）、不燃物処理場（5か所）がありますので、分別してお持ち込みください。各施設によって搬入できる品目が異なります。

施設名	住所	電話番号
水口エコステーション	水口町伴中山236番地1	0748-65-0123
甲南・甲賀エコステーション	甲南町野尻460番地17	0748-86-2601
信楽エコステーション	信楽町勅旨1982番地1	0748-83-1198
水口不燃物処理場	水口町水口6503番地1	0748-63-3953
土山不燃物処理場	土山町南土山甲976番地1	0748-66-1140
甲賀不燃物処理場	甲賀町上野127番地	0748-88-2392
甲南不燃物処理場	甲南町竜法師1806番地	0748-86-5195
信楽不燃物処理場	信楽町長野1423番地8	0748-82-3381

○燃えるごみ

甲賀広域行政組合衛生センターに搬入してください。

大型燃えるごみの搬入には、前日までに申し込みが必要です。詳しくは、衛生センターへお問い合わせください。

【お問い合わせ】 甲賀広域行政組合衛生センター
甲賀市水口町水口6677番地
☎0748-62-5454

法定相続情報 証明制度

あなたの
相続手続を
応援します!



多くの方々にご利用いただいております!

面倒な相続手続を

より速く!
より便利に!

未来につなぐ相続登記

不動産の
相続登記を
お忘れなく!

次の世代へのつとめです

登記官



戸籍書類一式



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

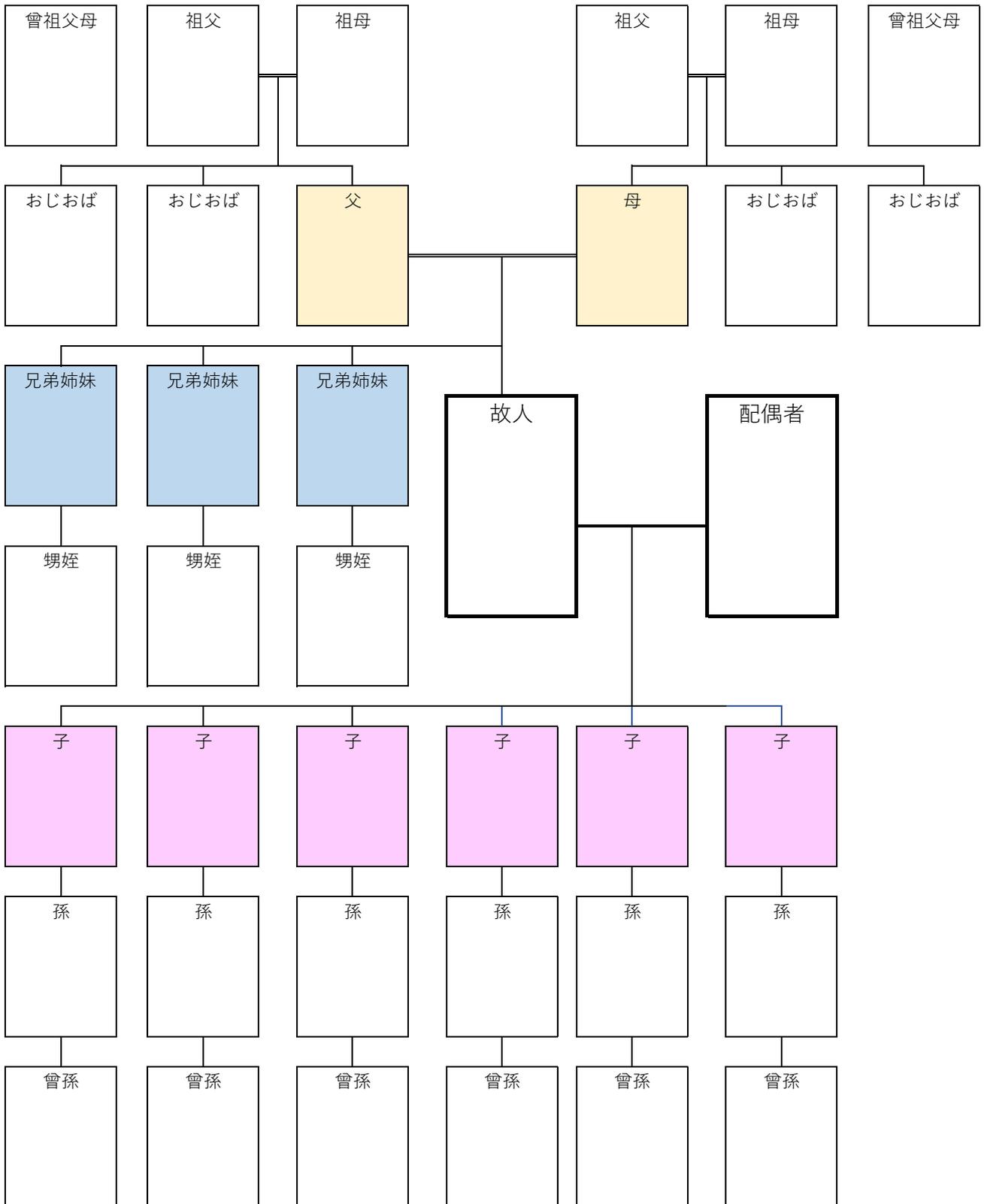
この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で戸籍書類一式の提出の省略が可能となります*。

*相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳細内容は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

法務省民事局

家系図（3親等内の親族）



- 継承順位第一位
- 継承順位第二位
- 継承順位第三位

メモ欄

おくやみ ハンドブック



甲賀市
KOKA CITY